(趣旨)

第1条 この要綱は、防府保護区保護司会に、更生保護協力会助成金としてその経費の一部を補助することにより、犯罪の予防並びに更生保護事業の充実 発展を図り、もって社会福祉に寄与することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 防府保護区保護司会補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象は、防府保護区保護司会(以下「保護司会」という。)とする。

(補助金の額)

- 第3条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。 (補助金の交付申請)
- 第4条 保護司会は、補助金を受けようとするときは、毎年度5月末日までに 防府保護区保護司会補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」と いう。)に当該年度の予算書及び事業計画書を添えて、市長に提出しなけれ ばならない。

(補助金の交付決定)

- 第5条 市長は、前条の交付申請書の提出を受けたときは、これを審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定する。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、防府保護区保 護司会補助金交付決定通知書(第2号様式)を保護司会に交付する。

(補助金の請求)

- 第6条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた保護司会は、補助金の交付を受けようとするときは、市長に防府保護区保護司会補助金請求書(第3号様式)を提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当 と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(事業実績報告)

第7条 保護司会は事業を完了したときは、直ちに決算書及び事業報告書を市 長に提出するものとする。 (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、 別に定める。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

名 称

防府保護区保護司会補助金交付申請書

このことについて、防府保護区保護司会補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 年度予算書 別紙のとおり

3 年度事業計画書 別紙のとおり

号

年(年)年月日

防府保護区保護司会長

会長様

防府市長

防府保護区保護司会補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました平成 年度防府保護区保護司会補助金については、下記のとおり交付決定をしましたので、防府保護区保護司会補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき通知します。

記

防府保護区保護司会補助金交付決定額 金

円

防府保護区保護司会補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

団体名

代表者

年度防府保護区保護司会補助金の実績報告を防府保護区保護司会補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

補 助 金 交 付 請 求 書

	金額	百	+	万	千	百	+	円
--	----	---	---	---	---	---	---	---

内訳 防府保護区保護司会補助金として

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった補助金について、 防府保護区保護司会補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、上記のとお り補助金を請求します。

年 月 日 (宛先) 防府市長

住 所名 称

【 口座振込依頼の方は枠内に記入してください。 】

振込先金	銀行・信用金庫・労働金庫・農協・漁協・信用組合							
融機関名	支店・支所・出張所							
口座番号 種別	1:普通 2:当座							
口座名義 カタカナで 記入願います。								